

百舌鳥・古市古墳群の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会を設置する。

協議事項

協議会	推進本部会議
<ul style="list-style-type: none"> ・資産の保存管理及び整備活用に関する事項 ・資産周辺環境の保全に関する事項 ・世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産登録に係る資料等の作成及びそのために必要な事業 ・古墳群に係る情報の内外への発信のために必要な事業 ・国、ユネスコ及びその他の関係機関との協議調整に関すること ・その他、目的を達成するために必要な事業に関すること

協議会体制図

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会

- 【構成】 府知事、堺市長、羽曳野市長、藤井寺市長
 【助言】 文化庁
 【協議事項】
- ・資産の保存管理及び整備活用に関する事項
 - ・資産周辺環境の保全に関する事項
 - ・世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事項

指示

報告

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産協議会作業部会

- 【構成】 府・3市（世界遺産担当部局）
 【役割】 協議会の協議を円滑に行うための準備・調整

助言

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会

協議会の今後の予定

平成30年2月1日のユネスコ世界遺産委員会への推薦書の提出までに、第1回協議会を書面開催し、以下の議題について承認を得る。

（第1回協議会議題）

- ・協議会規約の承認
- ・学術委員会設置要綱等の承認
- ・宮内庁書陵部長の委員就任の承認
- ・上記委員承認後の要綱等改正の承認

なお、第1回協議会の招聘は、協議会設置要綱が未承認のため、推進本部会議会長が行う。